

文書番号

9-3

VER. 11

環境マネジメントレビュー要領

	施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
	改訂 履 歴	平成 10 年 8 月 31 日	制定	平成 19 年 4 月 1 日
平成 10 年 10 月 31 日		一部改訂	平成 21 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 11 年 2 月 1 日		一部改訂	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 12 年 2 月 1 日		一部改訂	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 15 年 8 月 1 日		一部改訂	平成 31 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 17 年 10 月 1 日		一部改訂		
規程 内 容		第 1 条 趣旨 第 2 条 レビュー 第 3 条 関係資料の提出 第 4 条 指示事項 第 5 条 改正手続 付 則		

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	9-3	ページ 1/2
環境マネジメントレビュー要領			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本区の環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)の継続的な適合性、妥当性及び有効性を確実にするため、当該システムに関する環境管理 総括者による環境マネジメントレビュー(以下「レビュー」という。)の方法その他必要な事項について定める。</p>			
<p>(レビュー)</p> <p>第2条 レビューは、継続的改善の約束に照らし、少なくとも1年に1回、 予算要求及び予算編成、内部環境監査の結果等を考慮し、環境管理総括者が行う。</p> <p>2 前項のレビューの決定は、環境マネジメントレビュー用紙(様式)により行う。</p>			
<p>(関係資料の提出)</p> <p>第3条 環境管理責任者は、環境管理総括者がレビューを適切に行えるよう、前回のレビューから現在までの次の事項を記載した資料を環境管理総括者に提出する。</p>			
<p>(1) 前回までのレビューの結果とった処置の状況</p> <p>(2) 次の事項の変化</p> <ul style="list-style-type: none">① システムに関連する外部及び内部の課題② 順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待③ 著しい環境側面④ リスク及び機会 <p>(3) 環境目標が達成された程度</p> <p>(4) 次に示す傾向を含めた、組織の環境パフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none">① 不適合及び是正処置② 監視及び測定の結果③ 順守義務を満たすこと④ 監査結果 <p>(5) 資源の妥当性</p> <p>(6) 苦情を含む、利害関係者からの関連するコミュニケーション</p> <p>(7) 継続的改善の機会</p>			

環境マネジメントレビュー要領

(指示事項)

第4条 環境管理総括者は、前条の規定により提出された資料及び内部環境監査結果を基に、次の事項について改正の必要性を検討し、指示事項を決定する。

- (1) 環境方針
- (2) システムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることに関する結論
- (3) 継続的改善の機会に関する決定
- (4) 資源を含む、環境マネジメントシステムの変更の必要性に関する決定
- (5) 必要な場合には、環境目標が達成されていない場合の処置
- (6) 必要な場合には、他の事業プロセスへのシステムの統合を改善するための機会
- (7) 組織の戦略的方向性に関連する示唆

(改正手続)

第5条 環境方針の改正は、環境管理総括者が行う。

2 環境方針以外の改正は、環境管理総括者が環境管理責任者に指示する。

3 環境管理責任者は、前項の指示により必要な改正を行う。

4 改正に関する手続きは、関連する要綱、要領及び環境マネジメントシステム文書管理要領(7-5-1)に規定する。

付 則 この要領は、平成 10 年 8 月 31 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式

(9-3)第2条関係

環境マネジメントレビュー用紙

概要

環境マネジメントレビュー要領(以下「要領」という。)第2条に基づき、本区の環境マネジメントシステムの継続的な適合性、妥当性及び有効性を確実にするため、関係資料等を踏まえ当該システムに関する環境管理総括者指示事項を決定する。

根拠

第2条 レビューは、継続的改善の約束に照らし、少なくとも1年に1回、予算要求及び予算編成、内部環境監査の結果等を考慮し、環境管理総括者が行う。

2 前項のレビューの決定は、環境マネジメントレビュー用紙により行う。

関係資料

前回のレビュー(平成 年 月 日決定)から現在までの関係資料を環境管理総括者に提出する。

提出者	環境管理責任者(資源環境部長)		
関係資料	項目(要領第3条)	添付資料	備考

環境管理総括者指示事項

要領第4条に基づき、次の事項についての改正を指示する。

	改正の必要性の有無	指示事項

環境管理責任者対応方針